

平成31年第1回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成31年3月12日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	3番	尾 関 俊 治
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	広 江 正 明
副 町	長	川 部 時 文
教 育	長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員		小 林 正 明
総 務 部 長		村 井 隆 文
企画環境経済部長		堀 仁 志

住民福祉部長	服部 敦美
建設水道部長	田中 幸治
教育文化部長	足立 篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波 哲也
総務課長	佐々木 正道
企画課長	山内 明
環境経済課長	伊藤 博臣
福祉子ども課長	花村 定行
健康介護課長	今枝 貴子
建設課長	森 泰人

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩 敬康
書 記	中野 妙子

1. 議事日程（第2号）

平成31年3月12日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（尾関俊治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

ただいま議長からありましたように、東日本大震災から8年、いまだに5万2,000人以上の方が避難生活を送られているということで、我が町においても南海トラフ地震の30年間の起こる確率が80%を超えているということで、肝に銘じて、今後、安心・安全なまちづくりに努めなければならないと思いますし、一日も早い復興を祈念いたしております。

今回の質問であります、豚コレラの問題についてとふるさと納税についての2点を質問させていただきます。

まずは、豚コレラについてです。

日本国内において感染確認は、1992年、熊本県で5頭以来、26年ぶりの感染です。また、豚やイノシシだけに感染する病気で、人には感染しません。感染力が強く致死率が高いため、日本では、家畜伝染病予防法において法定伝染病に指定されています。感染した豚の肉を食べても影響はありません。農林水産省のホームページによりますと、治療法はないということです。感染拡大阻止には、殺処分が必要不可欠だと言われています。

今回の岐阜県での豚コレラの発症の経緯は、新聞によりますと、8月23日、岐阜市の養豚場で、この日までに複数の豚が死んだり、衰弱したりしていた。24日、岐阜県が養豚場に立ち入るも熱射病と診断。9月3日、豚1頭が急死、県の検査で陰性。7日、県が遺伝子検査を実施し、陽性。8月24日に診断した豚からも陽性反応が出た。9日、県が豚コレラ発生を公表、国の精密検査でも感染が確認されています。同じく9日、県が養豚場の豚コレラ発生を公表。14日、野生イノシシ1頭の感染を確認。その後も相次ぐ報告が行われました。11月16日、岐阜市畜産センター公園で2例目、2頭への感染が確認され、その後もさらに他府県への拡大が続いていきました。その後には、関係車両への消毒も実施され、笠松町地内でも消毒ポイントが設置され、町職員も協力することになっていきました。笠松町内では、養豚業者は存在しませんが、県との協力体制の中で一刻も早い終息を図らなくてはいけないのですが、既に他府県にも

拡大し、容易に封じ込めることはできないような状況ではないかと考えています。現時点でも、感染源や経路についても明らかにされていない状況です。

笠松競馬場では、馬ふんを堆肥化することで処理してきましたが、J Aぎふの堆肥場では、豚ふんも受け入れてきたために利用できなくなり、現在では、三重県の民間施設へ埋め立て処分となっているとお聞きしております。処分費用が堆肥にすることに比べると大きく増額になり、今年度は補正予算を組むこととなりました。来年度予算説明では、岐南町と笠松町と両方合わせた馬ふん処理費は8,000万円を超える額になっています。競馬場との取り決めで、処理費は競馬場が負担します。しかし、競馬場にとっても利益の2割近い数字を馬ふんの処理にかけるのは、余りにも不合理ではないでしょうか。

笠松競馬での豚コレラの影響で馬ふん処理が一番大きくなっていると思われませんが、その詳細とその他に何かあるのか質問いたします。また、笠松町では、職員派遣に対してどんな問題点があるか質問します。派遣自体には問題ありませんでしたか。

さらに、馬ふんの処理の大部分をJ Aぎふの堆肥場に委ねることで、そこでの問題で全てがとまってしまう状況が起こってしまったとも考えられます。笠松競馬場内での堆肥化の検討もされているとお聞きしましたが、その後はどのような状況になっているのでしょうか。

日本がエネルギー政策に進めておりますエネルギーミックスのように、複数の選択肢を準備することが必要だとも考えています。次の質問事項、笠松町特産品との関連もあるかと考えていますが、J Aぎふの堆肥場の今後の推移と笠松競馬場内堆肥内製についての考え方について、競馬場の考え方がわかれば教えてください。

次に、ふるさと納税についてであります。

総務省のホームページにあるふるさと納税の理念によりますと、第1に納税者が寄附者を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは、税に関する意識や高まり、納税の大切さを自分事として捉える貴重な機会になります。第2に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。それは、人を育て自然を守る地方の環境を育む支援になります。第3に、自治体が国民に取り組みをアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。これは選んでもらうにふさわしい地域のあり方を改めて考えるきっかけへとつながりますと理念としてはとてもすばらしいものです。

2007年に始まったふるさと納税の制度です。制度が始まって自治体間競争を肯定的に捉えて、財源確保の有効手段と考える自治体が多くあられ始めました。2017年度、町税の税込25億を大きく上回る72億円の寄附金を集めた佐賀県みやき町等が多額の寄附金を集めてきました。それは、理念の第3にある考え方を最大限に活用した結果だと考えています。ただ、その活用を拡大解釈し過ぎる自治体が増加。また、納税者側でも理念よりも返礼品に走る傾向が強くなり、

総務省はブレーキをかけた状況です。

中田宏氏、元衆議院議員、前横浜市長のネット上での発言では、「私が今回の件で泉佐野市に一部の利を認めるのは、総務省が制度設計の失敗を口先指導で自治体に強要していることです。口先で指導をする、これは通達行政などといいます。本来であれば、国と地方は対等な立場ですから、口先や通達で指導するのではなく、ルールを改める場合は法律を改める、この流れが法治国家として当然です。泉佐野市にしてみれば、法律にのっかって実施しているのだから何も問題ないではないかということですね」というふうにありました。

笠松町では、2018年、野田聖子総務大臣が9月11日の記者会見で、一部自治体が高額な返礼品で多額の寄附を集めていることについて、制度そのものが否定される不幸な結果を招くとして、返礼品を寄附額の3割以下の地場産品に限定、違反した自治体は制度から除外し、寄附しても税の優遇措置が受けられなくなるよう、来年の通常国会に地方税法改正案を提出し、規制強化を目指す方針を打ち出しました。

そのようなルール変更を受け入れ、同年12月より笠松町は、返礼品を地場産品で寄附金の3割以下に変更されました。行き過ぎた行政は、政策が問題あるかと考えますが、あくまでも現法律の範囲内での対応には問題ないかと考えますが、今回のルール変更はいたし方ないと思える部分もあります。笠松町としてはどのように考えておられますか。ルールを受け入れておられるのですから、もちろん納得されての変更だと思いますが、どのようにお考えですか。

また、一時期は寄附額が大きく落ち込みましたが、今年度は持ち直してきたようです。寄附額、寄附元、変更返礼品などの経緯についてもお答えください。

返礼品の地場産品を笠松町のみ限定すると、その限定に苦しい部分もあるのではないのでしょうか。最初の質問であった笠松町競馬場で発生する馬ふんを堆肥化して、堆肥に加え、それを活用した農産物、園芸物を笠松ブランドとして発信できないか、研究を始めてみてはどうでしょうか。町が直営で行うのではなく、そうした方向を支援していくお考えはありませんか。民間の意欲や力を大学などとの連携、他の自治体などと結びつける力は、笠松町には大きなものがあると考えています。それらを活用して、笠松ブランドを導き出すことについての考えをお聞かせください。

また、馬ふんとの連携では、ダンボールコンポストも考えられます。生ごみの減量化につながることも考えています。さらに、返礼品により無理やり寄附金を集めるのではなく、理念によってクラウドファンディングのような考え方も検討の余地があると考えますが、今後の応援寄附金の方向性についてもお答えください。

これで、1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 4番 川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの御質問にお答えしたいと思います。

まず第1に、豚コレラの影響と対策についての御質問であります。その中で特に笠松競馬における馬ふん処理の詳細とその他についての御質問であります。

まず、笠松競馬場に対する豚コレラの影響と申しますと、競馬場の管理者としての立場からお答えをさせていただきたいと思いますが、馬ふん処理については、豚コレラ発生以前については、岐阜市内のJAぎふの堆肥センターに自己搬入をさせていただいて堆肥化することによって、非常に安価で処理をすることが可能でありましたが、豚コレラの影響による受け入れの停止や今後の再開の見通しが立っていないことなどから、笠松町及び岐南町が処理委託をしている廃棄物処理施設に運搬をして、他の一般廃棄物と同様の処理を行っているのが現状であります。また、その他の影響としましては、豚コレラ発生による馬ふん処理経費の歳出増加は想定していない経費であったために、強いて上げるなら歳出額の増加であるのではないかと思います。

消毒ポイントに対する職員派遣の問題についての御質問であります。消毒ポイントの職員派遣については、昨年9月の岐阜市内の発生農場の事案では、10日間、延べ28人、またことしの1月の各務原市の発生農場とする事案に対しては、4日間で延べ9人の職員の応援を実施いたしました。消毒ポイントの設置については、陽性反応確定後に速やかに県が設置するものであります。家畜伝染予防法及び防疫指針において都道府県知事が必要と認めるときは、市町村長に対し協力を求め、市町村は、その都道府県の取り組みに協力する旨の規定もあります。よって、今回の職員の応援は、この規定により実施したものでありますので問題はないと考えております。

次に、JAぎふの堆肥場の今後の推移や笠松競馬場内での内製についての考え方に対する御質問であります。まず、JAぎふの堆肥センターの現状から申し上げますと、当該施設に残置してある堆肥の処分方法、あるいは処分先や費用等の検討、また、現在も豚コレラに罹患した野生のイノシシが確認されているなどの理由から、運用再開の見通しが立っていないことを聞いております。また、笠松競馬場内における馬ふん処理の考え方としましては、これらは昨年度より馬ふん処理を競馬場内で資源化をし、減量化をするなどの具体的な検討を行っているところであります。関係法令等の確認や資源化された堆肥の供給先、処理施設の方法や規模等々、今、調査・研究を行っておりますが、できるだけ早い段階において競馬場の敷地内での適正処分が可能となるよう鋭意努めていきたいと考えております。

ふるさと納税についての御質問であります。ふるさと納税のルール変更に対する考え方についての御質問に対しては、寄附者のふるさとや地域を応援したいという思いを実現して、自治体も全国各地からの応援を認識し、その志に応える施策を展開することを可能にする制度であります。笠松町においては、平成20年度よりふるさと納税、いわゆるかさまつ応援寄附金

を導入して、他の自治体よりいち早く町内のパートナー事業所とともに取り組んでまいりました。また、福井県知事を代表として平成29年5月に発足しました、ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合にも参加をして、この自治体連合では、自治体がふるさと納税制度を理解し、そして鋭意工夫をした事例などの情報共有を図って、制度の健全な発展に寄与するものとしております。私はその設立趣旨に賛同し、共同発起人としてこの任を務め、発足当時は26団体でありましたが、その理念が他の首長の方々にも共感をされ、現在は74団体が参加をしております。

返礼品のあり方については、平成29年4月には、金銭類似性や資産性の高いもの、そして価格が高価なものは送付しないことに加えて、返礼割合を3割以内とする旨の総務省通達がありましたので、平成30年4月には地場産品とする通知がなされたところであります。笠松町においては、この基準に適合しないものがありましたので、平成29年12月に返礼割合を3割以内に全て見直しをさせていただき、平成30年12月には、地場産品と認められないものを見直しさせていただきました。私としては、6月の法改正に向け、自治体連合の理念にのっとり、決められたルール内で創意工夫をし、ふるさと納税制度のさらなる発展に寄与すべく、健全な制度運用に努めるべきと考えております。

また、ふるさと納税の寄附額や寄附者、あるいは返礼品の推移についての御質問であります。まず寄附額の推移であります。平成20年度の開始以後、最も多くの寄附をお寄せいただいたのが平成27年度の5,185万円です。以降、平成28年度は約3,080万円、平成29年度は2,400万円と減少傾向にありましたが、平成30年度においては、2月末現在で2,800万円と増加傾向に転じてはおります。寄附者の地域別においては、東京都や神奈川県を筆頭に関東圏の比率が約半数と最も多く、次いで地元の東海圏が23%、そして関西圏が16%となっており、三大都市圏の寄附者が85%を占めている状況であります。

返礼品の経緯につきましては、平成27年のポイント制導入時の65品目から、昨年12月には93品目まで増加をいたしました。地場産品限定の見直しにより、現在の返礼品は40事業者から81品目が提供をされております。

そして、今後の応援寄附金の方向性についての御質問であります。議員が御指摘のように、このふるさと納税制度というのは、返礼品を送ることが目的ではなくて、寄附者みずからが自治体を選び、応援をすることができる制度であります。当町における寄附者のリピーター率を見ますと、平成28年度で52%、平成29年度で50%、平成30年度の現在までで40%と非常に高い比率を保っております。このことは、パートナー事業者の丁寧な対応や、あるいは毎年寄附された方へ使途実績などをまとめた報告書を送付して、笠松町に共感を持っていただけた結果ではないかと考えております。今後も寄附者の方の第2のふるさととなるようにクラウドファンディングの導入の検討も含めて、さまざまな取り組みによって寄附者の共感を得て、全国の方

に笠松町を選んでいただけるよう進めてまいりたいと思っております。

次に、馬ふんの堆肥を利用した農産物のブランド化や笠松ブランドを導き出す考えについての御質問であります。議員の言われる馬ふん堆肥を利用した農産物のブランド化についての課題を整理させていただきますと、現在のところ、競馬場から発生する馬ふんを処理する施設がないことや、あるいは馬ふん堆肥を利用した農産物が他の一般的な農産物と比べた場合の差別化や付加価値の見出し方、そしてまた、一般的な堆肥と馬ふん堆肥のコスト、農作業時における馬ふん堆肥の作業性や農業経営者の育成支援、あるいは農業経営として成り立つ農地整備など、さまざま多岐にわたる課題を整理して、この問題を解決していかなければならないと考えております。

馬ふん堆肥を利用した農産物のブランド化における現在の考えとしましては、関係する機関等が地域の課題を共有して共通認識のもと課題解決をしていくことが最も重要であり、そのために農業者や産官学などが連携することは非常に意味があるものと考えております。先ほど申し上げた課題を一つ一つ整理していく中において、必要に応じながら協力、連携、支援するなど、地域の特性を生かした農産物や地場産品が生み出されることを期待しております。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 御答弁ありがとうございました。

順番に一つずつ再質問を行っていきたいと思いますが、豚コレラについては、笠松町で直接手を下せる部分はほとんどなくて、先ほど言われましたように、県から協力をお願いされてその分をするということぐらいに今のところはとどまっています。

豚コレラにおいては、もうそれ以上多分することはないと思うんですが、豚コレラというのは僕もネットで調べてみたんですが、治療法もないというようなことは書いてあったんですけど、もしわかったなら教えてほしいんですけど、今は秋口から冬にかけて始まったんですが、夏になったら終息というか、多少は落ちついていくものなんですか。その辺というのは、何かデータなり話なりというのはお聞きになっていますか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 大変申しわけないんですが、そのことははっきりお答えできませんが、ただ、初めに発生したのは9月でありましたので、暑いからだったかとは違うかもしれないと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

暑いだけじゃなしに、例えば湿度の加減とかそういうのもあるのかと思うんですけども、

いずれにしても、なかなか終息を強制的にさせる方法がないということなので、今のところ手詰まりな状況というのがどうしようもないと思っているんですが、野生のイノシシにワクチンを接種させるような方向性が出ているわけなんです、それについても具体的な経路とかはわかっていないということなので、結果的にまだ、いつどう終息するかというのはわからない状態だというふうに理解しています。

笠松町でも同じ理解だと思いますけれども、一日も早く終息してほしいのですが、これがいつまで続くかわからないということになると、例えばさっきの競馬場のことについても、笠松町が直接、競馬場の内容についてどうにか言えるわけじゃないんですけれども、その処理をする歳出額が増加しているという認識を示していただいたんですが、これがいつまで続くかわからないということは、なかなかおさまっていかない、こっちのほうもおさまっていかないということになると思うんですけれども、その辺の認識はどのようにお考えですか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 豚コレラの終息の予測というのは、我々はわかりませんが、今言われた競馬場において、馬ふん処理に関しては直接的には影響がある事項であります。

先ほどもお答えしたように、一昨年、昨年から、馬ふん処理についての調査を始め、対応を進めておりますので、そのことはやはり継続して早くやらなきゃならないこと。ただ、一番のネックは、競馬場内でそういう堆肥場をつくること以上に、堆肥として生産されたものが商品として、有機物として、有価物として発送できる発送先がきちっとないと、つくってもどうしようもない状況に陥るわけでありまして。何せ1日5トンという大きな量でありますから、簡単な一つの方法だけでは解決できないところで今作業を進めておりますので、一日も早い終息を願いながら対応を進めていきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

この積み重ねがせつかくの施設の改修などいろんなことに使うのがだんだん苦しくなっていくような状況にだけはならないように、いつまで今のようないちよつとでも右肩上がりの売り上げが伸びていくかというのはわからないと思いますので、その辺のところはなるべく早目に結論を出されないと、また存続問題というのが出てきてしまっただけでは意味がないので、頑張ってもらってほしいと思っています。

あと、職員の派遣についてはしようがないことだと思うんですが、その費用についてはどのような処理がなされましたか。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 消毒ポイントの業務、職員が当たった業務の費用について

のお尋ねですが、消毒業務を行う場合には、基本的には勤務の割り振りということで、消毒業務をする前か後に8時間勤務をしない体制をとっております。ただし、それ以外の分については、時間外が発生しておりますので、その分につきましては町で支給をしております。

念のため、県にも確認をさせていただきましたが、豚コレラに対しての職員手当に対する対応というか手当はないと聞いております。ただし、豚コレラに関します時間外手当、特殊財政事情ということで、経費を県に報告をしております。ですので、特別交付税で何らかの対応がされるのではないかと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 先ほどの答弁の中にもあったと思うんですけども、伝染病のあれでもって町の職員を派遣するという取り決めがあるということだったんですけど、そこに例えば、職員に係る費用については自治体が持つというような取り決めが事前になされていたのですか。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

家畜伝染病予防法の中には、職員手当に関する手当は規定がないということです。その法律の中には費用負担ということで、薬品の購入ですとか、資機材とか、焼却・埋設に係る費用ということでの規定はありますが、職員手当に関する規定がないということで、支払いというか、費用負担はないと解釈をしております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 岐阜県下、全自治体が県とともに手を組んで対応しなければならない事例であるというのは十分理解はしています。

そして、かかる場所は笠松町ではなくて、たくさんの自治体にわたって何ポイントもあるので、費用にするとまとめてしまうと大きいのかもしれませんが、記載がないから払えと言われたから払うのではなくて、今回の場合はそうだったとしても、今後そういうこと記載がないのであれば、県との協定の中にどうしていくかというのは、例えば岐阜県内の自治体として県と協議していく必要があると思うんですが、どのようにお考えですか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） まず、今回の豚コレラの対応については、今の法律の中で進めることは当然でありますし、私どもの場合は、今お話があったように消毒ポイントの応援体制だけでしたが、農場を持っているところに関しては、県の職員が48時間体制でやっている中で地元の自治体は全部動員されてやっていることも同じ状況でありますので、今後の状況等を振り返ってみて、これからどのような対応がなされるかということは、検討したり、お話し合

いをする状況にあると思います。ただ、消毒ポイントをやったうちだけの問題ではないことでもありますので、その辺のことはまた、自治体間で対応を協議することも出てくるかもしれません。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

まさしくそのとおりで、うちは養豚業者がなかったので、大きな人的なお手伝いというものもなかったと思うんですけども、県のほうは本当に大変だったと思うんです。先日も新聞でもって、殺処分をするために物すごい精神的負担を職員の方が受けておられるというようなことが記事になっておりましたし、まさしく、小さな鳥でさえかなりの負担になるだろうと思っていましたけれども、豚ぐらいに大きくなると、哺乳類ですし、かなりの精神的負担は伴うのであろうと思います。それが県の職員さんでも、自衛隊でも、地元の自治体の職員さんでもみんな同じだと思うんですが、非常事態だからしょうがないだろうではなくて、何かやっぱりこういうことがあったときに考え直してみるいいきっかけにはなるんじゃないかと思いますので、できましたらまた、そういうことがありましたら、ぜひ提案なり何なりをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

笠松町と競馬場内での内製、馬ふんの件ですね。

本当によくわかるんです。僕もそのことにちょっとかかわってから大分年月がたちますので、年月とまではいかなくても、小一年になると思いますので、いろいろ勉強をさせていただいて、なかなか規模によってはそう一朝一夕にはいかないし、引き取り手がないということも十分理解しています。

しかし、こここのところ、いろんなところで接触したり、お話ししたりしていく中では、農業法人として大規模に農業、米づくりですけれどもやっておられる方や野菜をつくっている方からぜひ検討してみたいというお話をいただいたり、また、岐阜県の花フェスタのバラには馬ふんの肥料を堆肥が使われていると。それを指導してみえる方が、すぐお隣の地域に上佐波でしたかね、おられるということもありますし、有名な園芸家の方が馬ふんがとってもいいということで発言されて広がっていったということも聞きます。なので、いろんな切り口があって、どういうふうに作物とか園芸に有意性があるのかということも含めて、肥料メーカーとの話し合いもしております。そのようなことで、ぜひとも笠松町を通じて、例えばいろんなところとの接点をつくるために協力していただきたいと思いますと思うんですが、その点はよかったですか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 笠松町を通じてというよりも、笠松競馬場として、一昨年から、そういうルートや、滋賀県、そしてまた四国、いろんないろんなルートを検討しながら、県と一体となって今

連携をさせていただいている中で、ここで生産したものが有価物として外へ出せる状況を、いわゆるスポット的ではやっぱりだめですので、定期的にできる確証を持った業者と体制がとれるかということで苦慮している部分が今大半ではないかと思えます。

そういうようなこともしっかり認識を持ちながら、県と競馬場と、そしてまたいろんな情報を共有しながら対応を進めていきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

JRAのほうでは、馬ふんの堆肥で酒米をつくって清酒を醸造していると聞きました。それが馬の名前をつけた清酒になっていて、とてもネット販売では好調だと聞いておりますので、笠松町においても、そのままそれが使えるかどうかは別にして、そういうことまで含めて考えていけたらいいなと考えていますし、例えば、県内にはベンチャー企業としてバイオの堆肥をつくっておられる企業が東濃のほうにあると聞いております。その方は、今のところ、豚とか牛とかのふんに独自のバイオ技術を使って堆肥化したものを主に長野県の果樹園のほうに出荷されている、東濃のほうですので、そっちのほうに近いものですからというふうに聞いております。そこと協力ができるかどうかということはこれからですけれども、そういうパートナーシップの持てるどころとぜひ手を組んでやっていけたらというふうにも思っておりますので、今後とも御検討をお願いしたいと思います。

ふるさと納税のことなんですけれども、基本的には大変頑張ってくださいとおもいます。寄附金の額とか使い道を報告している文書も読みましたけれども、非常に丁寧にお客様目線で書かれてあって、ああいうことによってリピーターが出てくるのかなあというふうにも本当に真摯に思いました。笠松町のルールを守ろうとして真摯に取り組んでいる姿というのは、例えばパートナーシップの事業者の方にも十分伝わって、岐阜工業高校のああいう連携のものを使ったりして進んでいるんだなあと思いました。

今年度から、ふるさとチョイスというポータルサイトに載せていますとは聞いていたのですが、もう一つ、わが街ふるさと納税というサイトにも載っていたのですが、そのことについては何かお願いをして載せてもらっているんですか。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

一応、金額を払って載せていただいているのが今のふるさとチョイスですが、そのほかにもいろんなところで無料で載せていただいているところがございます。今、議員さん言われたところも含めて、そういうところにはお願いをして載せていただいているという現状でございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） それでは、ふるさとチョイスは有料で載せているということになるのでしょうか。その金額はどのような内容を基準にして決められて幾らなのか。わが街ふるさと納税というので行って、地域から岐阜県から笠松町と順番に入っていくと、笠松町のページがあらわれるんです。ページがというか、岐阜県のページが出てきて、笠松町は何々と表になっているんですけども、各市町村が、こんな返礼品がありますというのは、細かく載っているんですけど、こんなことに使いましたというのが、あんな立派な報告書があるのに、そのサイトだけ笠松町だけなしになっているんですね。それはなぜでしょうか。ほかのところはみんな、何に使いましたと全部出ているのに、笠松町だけその欄なしというのは、いかにも寂しい気がするんですが、その理由は何でしょうか。金額とともにお答えください。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

ふるさとチョイスの金額につきましては、月7,000円をお願いをしています。料金的には、最低な料金というところで設定をさせていただいております。

内容の記事につきましては、ふるさとチョイス側が掲載をしておりますので、うちのほうがかかっているということではございません。あと、ふるさとチョイスのサイトから入っていきますと、岐阜県とかいろんなところから行って笠松町に行くわけなんですけど、笠松町のホームページから入っていただきますと、直接笠松町のところに入る設定をしているということでございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） わかりました。

7,000円というとても非常に分野としては安いのではないかと思います。私が以前、そういうサイトを利用して販売していたときにはもっと高かったと思いますし、初期設定費用をかなり高額に取られた思いがあります。

しかし、わが街ふるさと納税では勝手にというか、向こうがやられたということなんですけど、そのなしというのは、ほかの県内の自治体と並べたときに余りにも見劣りをするので、一度サイトを見ていただいて、一回こういうふうにしてほしいというのをお願いしていただきたいと思いますが、これは要望でお願いいたします。

あと、先ほども寄附者の大部分が大都市で、東京、関東圏が一番多いということでした。いわゆる泉佐野市であったり、さっきのみやき町というのは、返礼品を用いたふるさと納税の勝ち組的なことを言われました。そのほか、なかなか集められなかった自治体も、例えばこの

海岸を、観光地をきれいにするためというふうにならうたり、例えば自治体の中の体の不自由な方に車椅子を提供しますというふうにならうたりと、いわゆる本当にクラウドファンディング的な形での寄附額を伸ばしているところが大変多いと思います。

うちのほうも、関東とか大都会のほうからたくさんいただいているということで、何とか都会の方にいただいたものをもう一回循環できるようなということも、またクラウドファンディング的なことで考えたらいいかなあと思います。ありがたいことにこういうのを使っている事業をしていただいて、子供たちのICT化も進んでおり、どんどん進めていってもらいたいと思いますので、よろしく願いして今回の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） この際、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

2番 古田聖人議員の質問を許します。

○2番（古田聖人君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今日は、笠松町のこれからの農業についてであります。きょうは地元農家の方も傍聴席にいらっしゃっておりますので、実のある議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問書を朗読させていただきます。

今、日本の農業は大きな転換期を迎えようとしています。AIなど最先端技術を駆使したスマート農業や植物工場、農業と加工、販売などを組み合わせた6次産業化、企業の参入など、従来の農業のイメージそのものが変わろうとしています。その一方で、TPPや遺伝子組み換えなど、関税や安全性への不安を指摘する声も根強くあります。そして、農業をめぐる問題の中で一番深刻であり、笠松町においても看過できないのが後継者や担い手の不足であります。

ここに1つのデータがあります。

昨年からことしかけて北及の農家の有志の方々が地元農家を対象に行った北及地区農業を考える意向調査というアンケートの結果です。75人の方から回答を得ました。この中で、現在の農業経営状況を踏まえ、5年後、10年後も農地の耕作、管理はできると思えますかという将来性について問うた質問があります。回答を見ますと、できると思うと答えた人が6人、できないと思うと答えた方が69人と9割以上の方が悲観的な見込みを示しておられます。背景には、就農者の高齢化や後継者問題があると思われれます。

笠松町内の農家の大半は、本業と農業の二足のわらじを履く兼業農家です。実際に農家の方

に話を聞くと、ふだんから農作業に従事しているのは親の世代で、子供たちは農繁期のみ手伝うケースが多いようです。親が高齢化などで働けなくなった場合、果たしてこれまでのように農業を続けられるのか大きな不安を抱えています。それでも、農業からそれなりの収益を得られれば、無理してでもやろうという気になるかもしれませんが、現実には、税金や農機具、肥料などの経費を除くとほとんど手元に残らないそうです。これでは、後ろ向きな気持ちになるのは、仕方がないかもしれません。ならば、農地を売却するという考えも浮かんできそうですが、松枝南部は市街化調整区域のために土地の売買が難しく、売りたいとも思うように売れません。また、農地を集約したり、新規就農者との窓口になってくれるはずの農地中間管理機構を活用したくても、農業振興地域でないため支援を得られません。つまり、北及地区など松枝南部の市街化調整区域内の農家の多くが、後継者がいない、農地も売れないという八方塞がりの状況に追い込まれているのであります。このままでは、近い将来、耕作放棄地がふえるおそれが多分にあり、笠松町の農業の根幹を揺るがす事態になるでしょう。

そこで、最初の質問をします。

町では、笠松町の農業、特に市街化調整区域内の農家の窮状については、どのように認識されていますか。また、町でも農家の方の要望や意見をしっかりと把握するために、全町内の農家を対象にしたアンケートや聞き取り調査を早急に実施すべきではないかと考えますが、見解をお示してください。

次に、先ほど取り上げました市街化調整区域について、もう少し踏み込んで考えたいと思います。

今回のアンケートでは、回答者が意見や要望を記す欄があるのですが、何人もの方が市街化調整区域を変更してほしいとの要望を上げられておりました。議会でもこれまで何度かこの問題については質疑されてきましたが、過去の答弁の趣旨としては、変更するには手続が難しく、時間もかかるだったと記憶しております。

そこでもう一度、おさらいの意味を含めて確認したいと思います。

もし笠松町の市街化調整区域を変更するとしたら、どのような手順と手続が必要なのか。また、これに要する時間は一般的にどれくらいかかる見込みなのか。笠松町においてはどのような点の変更の障壁になりそうなのか、具体的かつわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

このように、笠松町の農業を考える上で市街化調整区域の問題は重要ではありますが、同時に時間との闘いという面も忘れてはいけません。この間にも高齢化が進み、耕作放棄地の増加が懸念されます。今すぐ打つべき手も合わせて考える必要があるのではないのでしょうか。例えば、営農組合の創設、付加価値のある作物を栽培してブランド化したらどうか、観光農園で6次産業化を図る、いろんなアイデアが浮かんできます。しかし、具体的にどう行うかという話になると、すぐに行き詰まってしまいます。農業とは、部外者が想像しているほど簡単にでき

るものではありません。多分、プロ農家や研究者の方からすれば、農業を本格的にやったことのないものの絵そらごとと両断されるかもしれません。

私は、この町の農業を守り、発展されるのに必要不可欠なのは場当たりの対策や思いつきのようなアイデアではなく、この地域の特質を踏まえた上でのビジョンや戦略だと思います。そのためにも、現在ある農業再生協議会を拡充するなどして、地元農家やJA関係者はもちろんのこと、岐阜大農学部などの学識者による産官学の農業あり方研究会のようなものを組織し、定期的に勉強会や先進地の視察を通し、新たな近郊型農業の経営などを含めた研究を積み、実効性のあるプランを策定すべきではないかと思うのですが、こうした研究会の創設についてのお考えをお聞かせください。

また、笠松町独自で考えられている農業振興策があるのなら、この場でお示しいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（尾関俊治君） 2番 古田聖人議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、古田議員さんからの農業の現状についての認識を問われた中で、まず第1点目が農業、特に市街化調整区域内の農家の窮状について、どのような認識でおるかという御質問であります。

まず、笠松町の農業に対する認識としましては、議員が言われた北及の農業者の方々の調査にもあるように、農業者御自身の高齢化や後継者の離農などによって、農業に従事すること、また農地を適切に維持することも困難な方が多数お見えになるという傾向は年を追うごとに強まっているという認識もしております。また、その中でも、市街化調整区域に農地を所有する方の状況で申しますと、都市計画法上の制限によって、基本的には農地として維持管理することになるために、高齢で後継者が不在の農業者の方々にとっては、農地を保有したり、維持することは大変大きな不安材料になるものと認識をしております。

その中で、町として全町内の農家を対象にしたアンケート調査をするべきではないかという御質問であります。農家の皆さんを対象としたアンケート調査については、今月の4日に開催をされました農事改良組合長会議の場において、笠松町内に農地を保有する方を対象として、現在の耕作状況、あるいは所有農地の今後の希望などをお伺いする意向調査の御依頼をし、実施をしているところであります。なお、この調査は、農地利用の最適化のため農業委員会が実施する事業であります。町内に存在する農地一筆一筆の耕作者の年齢や後継者の有無、そして所有する農地の今後の利用意向、担い手農業者への貸し付け希望の有無等の現状を把握することを目的として実施をされるものであります。

市街化調整区域を変更するとしたら、どのような手順と手続が必要なのかという御質問であ

りますが、市街化区域と市街化調整区域との区分の変更というのは、都市計画法に基づいて県が決定をします都市計画区域マスタープランで定める必要があります。岐阜都市計画区域マスタープランは、都市計画区域の長期的かつ広域的視野に立った都市の将来像と、その実現に向けた都市計画の基本的な方向性が示されるもので、これは笠松町都市計画マスタープランの上位計画となってまいります。

区域マスタープランで区域区分を変更するためには、区域のマスタープランに即した具体的かつ実現性の高い土地利用計画を定めた町のマスタープランの見直しが必要となってまいります。この町のマスタープランは、町の総合計画にも即しているために、町総合計画や他の関連計画である笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略やリバーサイドタウンかさまつ計画など、そういう計画の整合性を図らなければなりません。そのため、関連計画の見直しも必要となってまいります。このほか、土地利用計画策定に先立って農業委員会等の関連団体との調整が必要となってまいります。

そういう中で、笠松町の調整区域を変更するために要する時間は一般的にどれくらいかかるのかという御質問であります。市街化調整区域の変更には、今申し上げた町のマスタープランや関連計画などそれぞれの計画の見直しを行うに当たって、関係機関との事前の打ち合わせや素案の作成、住民説明会や公聴会の開催、パブリックコメントの実施、また計画審議会での審議、計画案の縦覧、計画によっては議会の議決が必要となってまいります。区域マスタープランには、10年に1度、定期見直しが行われることから、定期改正に合わせて町のマスタープランや関連計画の見直しなどを行ってまいります。区域のマスタープランの定期改正は、他の計画の見直しと同様な手続に加えて、国との協議を得て、県の都市計画決定によって区域マスタープランが決定されることから、約3年を要すると思います。

笠松町においてはどのような点の変更の障壁となるのかという御質問であります。現在、県が決定している区域マスタープランでは、人口減少や少子・高齢化の進展など、社会的課題への都市計画の対応として、いわゆる集約的都市構造の実現を目指して、市街化調整区域においては新たな宅地開発を抑制し、市街地の拡大は原則として行わないということになっております。

また、新たな土地利用の需要に対しては、既存の市街化区域の低・未利用地の活用を優先させて、密度の高い市街地形成に努めていくとの方針を打ち出しております。ただし、広域道路網を活用した今後の都市の活力を生み出すために必要な産業用地の確保などのために必要な場合は、計画的な整備を許容するということになっております。市街化調整区域を変更するためには、変更区域について具体的かつ実現性の高い土地利用計画等を立案する必要があります。土地利用計画の例として、幹線道路沿線等の交通利便性が高い地域を商業系や工業系への土地利用転換計画が考えられますが、計画立案に向け、農業委員会等の関係機関との調整や、ある

いは地権者や周辺住民の同意を得るほか、変更予定地区で新たに発生するインフラ整備や、その財源確保の問題や、近隣の市街化区域の未利活用地の有効活用などについて、県や岐阜都市計画区域の他の市町との調整が必要となるなど課題は多いと思われます。現時点では、笠松町では具体的かつ確実に実現できる土地利用変更計画を策定はしていないために、市街化調整区域を変更できる状況では現実の中では現状ではないと思います。

そして、農家や関係機関等による研究会などの立ち上げや町独自の農業振興策についてのお尋ねであります。笠松町の農地の現状というのは、各所有者の責任のもとでそれぞれが管理、耕作されている状況であります。自家消費を主とした農業からすれば十分かもしれませんが、農業を経営し発展をさせるという観点から考えますと、やはり効率のよい規模のまとまった農地が必要であると思われます。笠松町の農地の特徴としては、半湿田が多く、稲作に向けた土地であることから、高収益な畑作物による農業振興は容易ではなくて、水田を集積・集約をし、まとまった農地を担い手に貸し付けることや、あるいは集落営農組織による農業経営が現実的な農業施策ではないかと考えております。

加えて、今の現状で研究会等を組織し議論をしても、目的や方向性等が明確になりづらいことも懸念されます。そのために研究会等の創設や町の農業振興策については、現在、農業委員会が進めております意向調査の結果、その後の農家の皆さんの御意見等を踏まえた後、早い時期に農家の皆さんやJAや関係機関と協働をして農業行政、振興策等を検討していきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。

まず町長さんが、農家の方々の悩みや不安に対しまして深い憂慮の念を示していただいたことに感謝申し上げます。

その上で、現状認識について改めてお尋ねしたいと思いますが、ややもしますと、笠松町におきましては、農業とは無関係の方、あるいは市街化調整区域以外の市街化区域に住んでいる人たちにおきましては、こうした問題は、農家や一部の地域の問題として余り関心を示しておられないのではないかとといった感じを受けることがあるんですが、しかし、これからの笠松町の産業や土地活用を考える上で、町全体として、また全町民の課題として農業の問題は考え、取り組むべきだと思うんですが、そのあたりの見解をもう一度お聞かせ願えませんか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、古田議員から、いろいろ調整区域の中での窮状や問題点を指摘されましたが、当然、市街化調整区域の農家や土地の所有者の方のみならず、市街化調整区域という限定的な視点ではなくて、私は確かに人口の推移や就業状況や、そしてまた土地利用状況

などを整理し、笠松町全体の広域的な検討をしながら、地域の発展を生かしたものを考えなければならぬと思っております。

そのためには、やはり総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略等や、あるいは都市計画のマスタープラン等を今申し上げたようにしっかり組み立てながら、これからの全体的な将来像をつくっていくことが大きな課題ではないかと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

その将来像やビジョンを考える上で最初の一步となるのが、今回、実施予定のアンケートだと思うのですが、このアンケート調査はいつぐらいに実施され、その結果をどのような形で公表されるのか、また町としましては、その結果を踏まえて具体的にはどのような取り組みをされるのか、その方向性をお尋ねしたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、アンケートをお願いしているのは、たしか今月中、二十四、五日までにひとつの調整をしていただきながら、ただ、農事改良組合に加入をしていない方が約半数ぐらいお見えになるので、そういう方に関しては郵送等もしながら、全世帯の一筆一筆の調整をして資料を整え、これからの対応を考えていく。そしてまた、当然そういう資料を作成し、調整をし、アンケートをした結果については、農事改良組合等を通じてまた公表しながら進めていくものだと思っております。

町としての取り組みとしては、やはり農地の集約や集積等の可能性も検討しながら、今後、農業委員会とのきめ細かい調整が必要になってくると思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

いかなる改革・改善もやっぱり現状認識を正確にすることが第一歩だと思いますので、このアンケート調査がよい結果というか、よい方向性の導きになることを期待しております。

次に、市街化調整区域の問題について論を進めたいと思いますが、市街化調整区域の問題は、集約するなら自分の土地なのに自分が思うように活用できない、あるいは自分たち、笠松町の問題なのに自分たちで解決できない、多分このもどかしさ、この議場にいる識者の皆さん方全員で感じておられると思うんですが、つまりこの場で幾らこの問題を議論したところで、前には進めないわけなんですね。ただ、ルールはルールでありますし、枠組みは枠組みであります。そこで、ただいまの答弁をいま一度ちょっと整理、確認させてください。

市街化調整区域の見直しには、土地利用計画や総合計画などの見直しを初め、国・県や岐阜

都市計画区域マスタープランを構成する。これは具体的には、岐阜市、瑞穂市、岐南町、北方町の自治体及びそのほかの関係機関との調整や協議が必要とされるということなのですが、非常にハードルが高いなあというのが実直なところであります。

また、よしんば土地利用計画が変更できたとしても、工業用地などに限定されると。つまり現行では、たとえ調整区域内で開発が認められたとしても、定住人口をふやすための住宅地の開発というのは難しいんでしょうか。そのあたりもう一度確認させてください。

○議長（尾関俊治君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 市街化調整区域内における定住人口をふやすため、住宅地の開発は難しいということですかとの御質問でございますが、先ほどの町長答弁にもありましたように、岐阜都市計画区域マスタープランにおきまして、集約的都市構造の実現を目指しておりまして、市街化調整区域においては、新たな宅地開発を抑制して市街地の拡大は原則として行わないというような方針が出されておきまして、住宅地をふやすための開発は大変難しいものと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

そうしますと、松枝の方々は、市街化調整区域を外して住宅地をたくさん入れれば、人口が1,000人、2,000人とふえて笠松も税収が上がってよくなるのではないかと、そういった理想というか夢を語られる方がたくさんいらっしゃるんです。今の現状だとそういうことも非常に難しい、実現が不可能だというふうに今お話を伺って少し残念な気持ちなんですけど、ほかの自治体、全国を見ますと、何年か前に視察でも訪れました川越市などは、条例改正などで市街化調整区域内の規制緩和を行っているといった話も聞いたことがあるんですが、笠松町においてこういった条例改正等で規制緩和というのは、実現性はいかほどなものでしょうか。そのあたり教えてください。

○議長（尾関俊治君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 他の自治体で条例改正などで調整区域内の規制緩和を行っている自治体があるが、笠松町での実現性はどうかという御質問でございますが、市街化調整区域の開発許可等の規制にかかわる条例を制定している自治体は確かにございます。

都市計画法におきまして、開発の許可の権限者は都道府県知事、政令指定都市の長、中核市の長、特例市の長、あるいは県のほうから権限移譲を受けた市町村ということになります。したがって、笠松町に当てはめますと、笠松町は開発の許可の権限者ではなく、条例を制定することはちょっとできません。

市街化調整区域内の開発の手段としては、地区計画というものが考えられますが、岐阜県が

策定しております市町村の都市計画に係る知事協議に係るガイドラインにおきましては、周辺地区の影響や基盤整備の状況など検討する課題が多く、慎重に取り組むべきだということも記載されております。調整区域内における利用につきましては、具体的かつ実現性の高い土地利用計画が必須の条件となるというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

今までの答弁ですと、笠松町においては、市街化調整区域の緩和、見直しというのは手詰まりであり、近いうちに大きな流れが変わるということは極めて困難であるという、そのように受けとめました。そうしますと、調整区域内の農家のとるべき選択は、しばらくは歯を食いしばってでも農業を続けていくしかないと限られてくるのではないかと思います。ですが、就農者の高齢化や担い手不足を考えますと、先ほどからもお話ししていますように時間的余裕が余りありません。

営農組織も一つの手だと思うんですが、最近、注目を集めているのが異業種の農業への参入であります。先般の岐阜新聞1面の企画記事に農業参入異業種続々ということで、学習塾が雇用の受け皿に製造業がノウハウを応用して農業という分野に参入してきたという記事であります。笠松町でも企業誘致ならぬ農業誘致というのは法律上は可能なのか、また農業誘致のために現状で改善すべき点があるとしたら何なのか、その点を示していただきたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 笠松町において農業誘致をするということに関していろいろ考えていかなきゃならないことで、企業の農業参入というのは、今言われたようにいろんな例もあることであり、可能であると思います。農業を経営する観点においては、生産性の向上や生産コストの削減等は必要であります。一団のまとまった農地というのは、当町には現在のところないことでありますので、いわゆる農業者を誘致するという事は、やっぱりまとまった農地をきちっと対応できる環境をつくるが必要になってくるのではないかと思います。

そういう企業や担い手の農業者を誘致するためには、今言った農地の集積や集約化が前提になってくると思います。国の農業施策の流れを見ながら、まずは農地を所有する方々に従前とは違う、そしてまた農地の維持管理方法というのを、農業経営の方式など情報提供もさせていただきながら、所有者の方のそういう意識も変えていただきながら一緒になってやっていくべきであり、行政がこれを主導しているという問題以前に、今申し上げたように当事者であり、所有者である皆さんが今の困窮の中で将来を見出せるような対応をまとまってしていくことが大事な第一歩だと思いますので、質問にも言われた北及の皆さんの窮状等も鑑みながら、対応を一步一步進めていくことが大事だと思っております。

[2番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

今のお話ですと、営農組合を組織するにしても、農業を誘致するにしても、まとまった農地が必要であると、それには地元の農家の方々や関係者との合意形成と方向性を共有することが不可欠であると、そのように承りました。

そのためにも、研究会をつくって前向きに議論をすべきと思うんですが、先ほどの答弁の中で諸事情もあり、行政主導で組織してもうまく機能しないのではないかといった複雑な事情があるようでございますが、では、例えば地元の農家の方々、あるいは農業に関心のある人たちが、有志で農業を考えるための勉強会などを立ち上げた場合、町では今、御丁寧に表示していただいた市街化調整区域の解説とか今後の農業のあり方についての相談やアドバイスなどの支援はしていただけるのかどうか、そのあたり一度、確認させてください。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 古田議員さんからの質問や、あるいは今の農業を取り巻く環境等いろいろ、質問の中でお話ししている中で気づいてくるのは、町全体の発展のためには、農地利用だけに固執するのではなくて、農地利用という一面を考えながら、土地の活用や利用をしていくことを町全体で対応をしていくことが大事なことだと思います。

当然、調整区域については、今の北及のみならず下羽栗地域にも広大な調整区域があります。そういうことも含めた中での土地利用というのは、これから大事な町としての方向性を決める問題になってまいりますので、私はこのようなことから、地域からさまざまな相談や要望等に応じて、この地域の皆さんとともに考えながら、先ほど申し上げたように県やJAや、あるいはその他の専門知識を有する関係機関との調整をしながら、一步前へ進めるような体制づくりをまず地元の皆さんの意向や調整をきちっと把握をしながら進めていくこと。そして先ほど申し上げたようなアンケート調査による皆さんの意向をしっかりみんなで理解をしながら調整をしていくことがやっぱり第一歩だと思いますから、きょうの質問の契機にして、これからの農業政策、土地利用に対する大きな進展ができるように進めていくべきだと考えております。

[2番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） 力強い答弁、ありがとうございます。

確かに笠松町の農業、市街化調整区域におきまして、置かれた環境は非常に厳しいものがありますが、だからこそ、常に前向きな気持ちを持って、みんなが心を一つにして、そして力を合わせて取り組んでいけば、きっと道は開けると信じております。

農業は最も古い産業の一つであると同時に、最も飛躍の可能性を秘めた産業であります。現

実に最近、新規の就農者、特に若い方々が農業に対して関心を示しているという、そういったデータもあります。

今回の一般質問を通して笠松町の農業の抱える問題、市街化調整区域の見直し、非常に厳しいものがありますが、だからといって手をこまねいているわけにはいかない。まずは、先ほど町長の答弁にもありましたように、行政だけが取り組むのではなく、地元でのアクションが必要だと感じました。その上で、民と官が一丸となって協働で取り組んでいく、そうすればきっと笠松の農業は近郊型農業のモデルケースになるぐらい飛躍し、その流れから市街化調整区域の問題も解決の道が見えてくるのではないかと、そう強く祈念いたしまして、一般質問を閉じさせていただきますと思います。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、幼児教育の無償化についてです。

今年度10月からの対応についてお尋ねします。

幼児教育・保育無償化を2020年度から実施の予定を政府は前倒しで、ことしの10月から実施とのことですが、子育て世帯の負担軽減に役立つという点では、政策として前進だと考えます。財源を所得の少ない人や家族の多いものほど負担が大きいという逆進性の消費税に求めるというやり方については問題だと思っています。幼児教育・保育の無償化は、ことしの10月から全ての3歳から5歳児と住民税非課税世帯のゼロから2歳児を対象に、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育の利用料を無償化にするということです。

平成31年度笠松町の当初予算には、この経費について計上されていないとのことですが、計画はどのように考えておられるのかお尋ねします。また、対象となる幼児の年齢ごとの児童数はどれぐらいになるのかお尋ねします。また、保護者への周知はどのようになさるのかお尋ねします。

2つ目に町政への影響についてです。

初年度の2019年度は、無償化に係る費用は全額国庫負担ですが、2020年、来年からは2分の1が国で、都道府県と市町村が4分の1ずつ負担し、公立の施設については、市町村等が10割負担だということです。これでは、地方財政への厳しさは増すのではないかと考えます。このような国の施策についてどのように考えられるのか、お尋ねします。

当町では、保育料については、国の基準の8割を基準として保育料の徴収をしていたと思いますが、国の保育料の基準で交付されるのかお尋ねします。軽減措置の分が浮いてくると考えますが、その額はどれぐらいになるのかお尋ねします。基準どおりであれば、2割分と軽減分とに分けて教えてください。その浮いた分は保育の拡充の財源にと願いますが、お考えをお尋

ねします。

また、給食費の負担については、給食費が実費負担になるということですが、これまでは主食分を負担していただけだと思いますが、現状とどのように変わるのかお尋ねします。食事は、子供の発育発達に欠かせない保育上の中身と考えます。保育の一環として保育料として公費で負担すべきだと思います。町長のお考えをお尋ねします。

また、当町には、笠松町私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱に基づいて、私立の幼稚園に措置されたお子様方の家庭に補助金を交付していたと思いますが、これは今後どのようになるのかお尋ねします。

さて、子育ての大切なことについてですが、憲法25条、国民の生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務として、1つ、全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2つ、国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。憲法26条、教育を受ける権利と受けさせる義務についてですが、1つ、全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。2つ、全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。この憲法の条例で、子供の人間としての権利と教育を受ける権利が保障されているところですが、次世代を担う大事な国民として、国と自治体がこの権利を保障し、一人一人を大切に育てるそれぞれの場所として豊かになっていくことを望み続けています。が、政府は1980年代、保育予算国庫負担を8割から5割に削減、2004年には公立保育所の運営費の一般財源化を進め、公立保育所が減少し、私立保育所が増加してまいりました。当町も町立の保育所から第一保育所、松枝保育所、下羽栗保育所が公社への運営となりました。保育士さんについての給与体制や勤務状況、退職規定など労働条件などについてどのようになっているのか議会には明らかになりません。このところの政府による国庫負担の軽減改革路線のもとで、公的保育制度の後退、基準、規制の緩和は一人一人の子供に寄り添う保育が困難になっていくと感じています。本当にこのような国の姿勢でよいのか問われると思いますが、町長さんはどのように感じておられるのかお尋ねします。

2つ目に、子育て世代包括支援センターについてお尋ねします。

12月議会で川島議員からこの問題について質問をされておりますが、2019年度から新規事業として衛生費の中に子育て世代包括支援センターが設置されます。政府は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援事業を2020年までに全国展開を目指すとしています。私は、子育て包括支援センターの役割は、子育てとともに親育てにもつながるセンターになるものと期待していますが、今後どのような体制でこの事業が行われるのかお尋ねします。

次に、虐待防止についてです。

幼い子供たちが虐待によって命を失う事件について報道されるたびにいたたまれません。笠

松町での現状はどのようでしょうか、お尋ねします。また、乳幼児についての把握の仕組みはどのように進められているのか。また、小・中学校におきましてのいじめの把握や学校外の生活の中での虐待やセクハラなども掌握されているのか、あわせてお尋ねします。

そして、児童相談所との連携の体制はどのように進められているのかお尋ねするとともに、児童相談所は県下でどのような仕組みになっているのか、その点もお尋ねいたします。

以上で第1回目の質問とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（尾関俊治君） 一般質問の途中ですが、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時30分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

10番 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず、幼児教育の無償化についての中で、幼児教育の無償化への今後の予定についての御質問であります。今通常国会で給付制度の創設等のため子ども・子育て支援法の法律改正が提出されておりますが、具体的な取り扱いについても今後示されてくることから、幼児教育の無償化については、当初予算には計上しておりませんが、今後、町議会において補正予算等を提案させていただく予定をしております。

また、対象となる児童数や保護者の周知につきましては、後から部長のほうから答弁をさせていただきます。

国の進め方についての考え方はどうなのかという御質問であります。いわゆる2020年度からの幼児教育の無償化に係る費用の財源としましては、消費税率が10%へ引き上げられることによって、地方消費税の増収分と地方交付税による財源調整が予定をされていることから、地方自治体への負担増には配慮されているものと考えております。

町の保育料と国の基準との差による影響額とその活用についての御質問であります。議員の御指摘のとおり、現在、町の保育料は国の基準の8割としておりますが、国や県の負担金を算出する際には、国の基準の保育料額で計算するために、2割分は町の負担分となっております。幼児教育の無償化によって負担割合が国が2分の1で、県4分の1、町が4分の1となる中で、町の新たな負担分については約5%程度の見込みをしておりますので、多額の負担増にはならないものと考えております。

また、議員が言われます軽減措置分とは、町が独自に実施している第4階層の一部と第5階層以降の第3子の無料のことと思いますが、町の負担分が4分の1となるために負担は減とな

りますが、具体的な額については、詳細な取り扱いがこれから示されてくることから、今後、町議会において補正予算を提案させていただき予定をしておりますので、その際には御報告をさせていただきます。なお、参考ではありますが、今年度の保育料の調定額については9,970万9,000円であります。具体的な試算ができておりませんので、無償化によって活用できる財源が出るのかどうかはよくわからない状況ではありますが、活用できる財源があれば有効に活用できるように検討してまいりたいと思っております。

給食費の現状と実費負担に対する考え方はどうなのかという御質問であります。給食費の取り扱いにつきましては、現在、保育所では御飯などの主食費というのは保護者が施設に納めており、またおかずなどの副食費は保育料の一部として保護者が町に納めております。また、幼稚園においては、主食費や副食費ともに保護者が施設に納めている状況であります。このような中で、幼児教育の無償化に当たっても、給食費については基本的には保護者の負担とするという国の方向性に準じて対応してまいりたいと思っております。なお、生活保護世帯やひとり親世帯などでは、これまでも副食費の免除が行われてきたことから、免除を継続するとともに、免除対象者を年収360万円未満相当の世帯まで拡充される予定であります。

幼稚園の奨励費について、幼児教育の無償化によってどのようになるかとの御質問ですが、現在、町では私立幼稚園就園奨励費の補助金交付要綱に基づいて、施設型給付に移行していない幼稚園の設置者が町在住の3歳から5歳の園児の保育料等を免除する場合に、その幼稚園に補助金を交付し、幼稚園から保護者に支払われております。こうした中、10月からの幼児教育の無償化に伴って幼稚園就園奨励費の対象園児の利用料の負担がなくなることから、9月までは私立幼稚園就園奨励費補助金として交付を行い、無償化になります10月以降は、私立幼稚園就園奨励費補助金制度を廃止して、上限額の範囲内で給付をされる予定であります。支給方法については、国において市町村の実情に応じて柔軟に判断できることが想定されておりますので、今後、各幼稚園と相談しながら、保護者の方に負担にならないよう、また事務負担が軽減されるように進めてまいります。

次に、国の公的保育制度に対する考え方についての御質問ですが、町では子供の最善の利益が実現される社会を目指すことの考えを基本とした、国が示した子ども・子育て支援新制度に基づいて、平成27年度に笠松町子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。現在、2020年度からの第2期笠松町子ども・子育て支援事業計画に向けてアンケートを実施し、来年度に計画を策定させていただきます。

このような中、現在の計画の中の基本理念であります「すべての子どもが健やかに育ち、みんな子育てをすすめるまち」の実現に向けて、さまざまな子育て支援施策を推進しております。また、その計画に基づいて教育・保育の量の見込みや確保、そして教育・保育の推進に関する体制の確保、また、さまざまな子供・子育て支援施策を展開しております。今後も議員が

言われます一人一人の子供に寄り添う保育の実施に向けて、町内私立保育所と連携をとり、進んでまいりたいと考えております。

次に、子育て世代の包括支援センターについての御質問であります。包括支援センターはどのような体制で行われるかとの御質問であります。国が定義している子育て世代包括支援センターの役割というのは、妊娠期から子育て期にわたり、母子健康手帳交付時等の機会に得た情報をもとに、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健、医療、福祉、教育等の関係機関による切れ目のない支援を提供するものであります。原則、全ての妊産婦や就学前の乳幼児とその保護者を対象とすることを基本として、地域の実情に応じて18歳までの子供とその保護者についても対象としております。

当町としましても、国の定義に基づき、福祉健康センターに子育て世代包括支援センターを設置し、まずは全ての妊産婦、就学前の乳幼児とその保護者を対象に事業を展開する考えであります。学童期以降の児童等やその保護者に対しても、就学前からの切れ目のない継続した支援が必要であると考えております。体制としましては、子育て世代包括支援センターに複数の保健師や助産師等を配置し、必要に応じた相談やマネジメントを行うとともに、ひとり親や若年の親など多様な保護者や、また障害の有無、そして心身の健康状態、世帯の経済状況等の事情などへの支援が必要になる場合もあるため、子育て支援や要保護児童対策、そして療育等の関係者、また保育所や学校、教育委員会など関係機関との連携、協力のもとに、適切な担当者、関係機関につなぐことの柔軟な対応をし、総合的な子育て支援を実施していきたいと考えております。

次に、町の児童虐待の現状と把握の仕組みについての御質問であります。私のほうからは把握の仕組みについて答弁をさせていただきますが、現状については部長のほうから改めて答弁をさせていただきます。

町では、虐待を受けている子供を初めとする要保護児童の早期発見や適切な保護、または要保護児童の家族などへの適切な支援を図るために関係機関相互の連携を図ることを目的として、主任児童委員や学校、そして保育所、幼稚園、警察署、県中央子ども相談センターなどの職員が委員であります笠松町要保護児童地域対策協議会を開催し、要保護児童に対する情報共有を図るとともに、各機関の担当者による実務者会議も定期的に行って、きめ細かな支援等が実施できるように情報共有や連携を図っております。

また、議員お尋ねの乳幼児の把握につきましては、母子健康手帳交付時の妊婦さんとの面接や、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診などで把握に努めて、気になる児童及びその保護者に対して担当課等と連携をし、継続的に見守りを行っております。

次に、児童相談所との連携体制についてであります。県の子ども相談センターとの連携については、常日ごろから情報共有を行っているとともに、緊急時にはすぐ連絡できる体制を整

えております。虐待の疑いについて相談、通告を受けた場合には、48時間以内に県子ども相談センターや町の職員において家庭環境の把握や安全確認を行って、その後、重篤な案件については県子ども相談センターが見守り、その他の案件については町において見守るなど、協力、連携を図って、全ての案件について絶えず状況が把握できる体制となっております。また、常日ごろから虐待案件への対応等について、県子ども相談センターに指導をいただいているところであります。

○議長（尾関俊治君） 官脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 議員の3番目の御質問、虐待防止についての、小・中学校はいじめの把握や虐待等を把握しているか、それから子ども相談センターとの連携体制はどのような2点についてお答えをいたします。

児童虐待防止法第5条には、学校や教職員は、児童虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、早期発見に努めなければならないというふうに法に規定されています。そして、早期発見に対する学校教職員の役割を求めています。

学校では、年複数回の記名であったり無記名のアンケートの実施、それから児童・生徒の表情や言動等の観察、服装の乱れや持ち物の傷みや紛失等の確認、体重の極端な増減等の把握、不自然な外傷の有無の確認。これはマニュアルにも載っていることですが、児童・生徒を多面的に見詰め、いじめや虐待だけではなくて、児童・生徒の悩みや不安を把握し、その解決に向けて動いております。実際に、いじめや虐待が疑われるケースを発見し、解決に向けて現在動いている件も現実ございます。把握した中では、虐待の事実を把握し、かつ緊急性の高い場合には、学校から子ども相談センターに通告し、その後、教育委員会と笠松町の福祉子ども課に連絡し、全ての機関が連携を図り、事案解決を行います。場合によっては警察との連携も図っております。

先ほどの児童虐待防止法には、虐待を受けたと思われる児童とありまして、必ずしも虐待の事実が明らかでない場合も通告を求めています。学校は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の疑いがある場合には直ちに教育委員会に連絡し、笠松町福祉子ども課に通告をいたします。事案の状況によって、この三者で連携を図り事案解決を図る場合もありますし、子ども相談センターに加わっていただき、事案解決を図る場合もございます。いずれの場合も、主任児童委員さんを初めとする地域の方々にも御協力をいただき、時間をかけて児童・生徒や保護者への継続支援を行っております。これまでも児童・生徒の命と健康、安全を最優先に考え、各機関と連携を図りながら事案解消に向け尽力してまいりました。これからもなお一層、各機関と連携し、児童・生徒の健やかな成長のために尽力していく所存でございます。

○議長（尾関俊治君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） それでは、私のほうから3点お答えをさせていただきます。

まず1つ目に、幼児教育の無償化について、10月から対象となる児童数と保護者への周知方法についてのお尋ねです。対象となる年齢ごとの児童数ですが、平成31年10月時点の児童数や保護者の所得が確定しておりませんので、平成31年3月現在の対象児童数でお答えさせていただきます。3歳児から5歳児につきましては、保育所と幼稚園、そして就園奨励費でお支払いしている幼稚園も含めての数になります。5歳児が190人、4歳児が170人、3歳児が178人です。ゼロ歳児から2歳児につきましては、保育所へ通う住民税の非課税世帯のお子さんになりますので、2歳児が6人、1歳児が4人、ゼロ歳児が1人となっております。

また、保護者への周知方法ですが、10月からの幼児教育の無償化に支障を来さないよう、町広報紙のほか、保育所や幼稚園との打ち合わせを進めながら、保育所や幼稚園を通じて、保護者へ丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

次に虐待防止について、現在の状況の把握と体制についてというところの町の児童虐待の現状と把握の仕組みについてです。児童虐待の現状につきましては、平成31年3月現在で要保護児童地域対策協議会において把握し、見守りをしている件数になります。経過観察の方も含めまして、全部で19世帯33人となっております。その内訳は、身体的虐待で5世帯で8人、ネグレクトで3世帯で8人、心理的虐待で3世帯で8人、養護相談で8世帯9人であります。

最後に、一番最後に御質問いただいた児童相談所の仕組みについてでございますが、児童相談所につきましては、児童福祉法に基づき都道府県や指定都市に設置される機関であります。岐阜県内では、岐阜地域を管轄する中央子ども相談センターを初め、西濃、中濃、東濃、飛騨と、それぞれの地域に設置されております。このセンターでは、悩みを持っているお子さん自身、御両親や家族、また保育所や学校、地域の方から、18歳未満のお子さんについてあらゆる相談に応じ、ともに考え、援助しております。このセンターの職員につきましては、児童福祉司、児童心理司など、専門職の方を配置され、さまざまな相談、ケースについて市町村と連携しながら対応されております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

まず、無償化の問題ですが、基本的には10月からの半年間だけですよね、国が責任を持って財政的に。その後は、先ほどお話ししましたように国が半分、県と町で4分の1、それは私立について。公立については、またもや全額市町村ですか、こういうやり方についてどう思われますかということをお聞きしたかったんですが。

もちろん国も地方自治体も子供の成長については責任を持つことですが、少なくとも日本の大切な子供として、最低、保育料や教育費については国が持つべきではないかと私は思

いますが、その点どうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今回の幼児教育の無償化については、私どもの町においては、先ほど申し上げましたように、地方消費税や交付税の分でほとんどが対応されることとなりますので、負担は少ないと思います。

今言われたように公立の部分に関しては、国の方針でいろいろなっている中でありますが、そのことについては我々の中では、今、対象がないことでありますから、またいろんな意味で国が全国の中での対応を考えていかなきゃならないことだと思います。このように幼児教育の無償化が進んできて、こういうことで対応して進むことの中でありまして、国においてもそういうこともまた考えるときが来るのではないかと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

町長さんは、国の動きの様子や立場からはそのようなお答えになるかと思っておりますけれども、私はもちろん消費税によって賄うということ自体、筋が間違っていると思っておりますし、もう一つは、やっぱり私たち町民も全ての笠松町立下羽栗保育所、松枝保育所といったときとの違いというのは大きなもので、それくらい地方自治体の責任を持ってやるというのが公立という意味を持っていると思うんですね。と同時に、もちろん私立だって経営者のすばらしい方針のもとでやられることではあると思っておりますけれども、それに対して、公費でこうした負担の差をつけるなんていうことはやめるべきだと思うので、今、知事会などで国に向かっていろいろと要求されるように、町村長会などでも、この機会にはきちっとこの問題は言うべきではないかと思っておりますが、そんな機会を利用して、公立の負担は全部、地方自治体に任せるんじゃないに国も幾らかは、少なくとも半分は持ってもらうようお願いをしていただけるとありがたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、私が所属している町村会の中でこの問題が取り上げられて、上がったことはまだありませんが、今の岐阜県の町村会の中でこれを抱える町村はどういう町村があって、どういう問題が出てきているかは、まだこれから町村会の中で話が出てくると思います。そのときには、やはりみんなが対応して考えることだと思いますので、その状況をまた見守っていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 無償化については、その程度でとどめたいと思います。

次に、町の財政への影響というところで、少なくとも低所得者の部門に免除した分だけは町の財政に返ってくると思っておりますが、ぜひともそれは、この保育所のいろいろ課題があると思っておりますが、そういう方向で使っていただけたらと思っておりますが、そこは確認してよろしいですか。お願いします。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほど答弁したように、そういうような財源ができたときには、有効に活用しなければなりませんので、保育の分も含めて町の財源活用は有効に考えていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、またいろんな取り扱いやその額や詳細については、まだこれから対応を、額も言ってくるのだと思いますから、そのときにはまた協議会の皆さんとも対応を協議しながら考え方を進めていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 意見を言っていける機会があれば言っていきたいと思っておりますので、具体的になりましたときは教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、教育長さんに質問しました虐待の問題ですが、今、幼児部門についての状況についてはお聞かせいただきましたが、小・中学校についてはどのような状況なのかお聞きしたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 具体的な数については申し上げられませんが、先ほどお答えしましたように現在も対応をしている事案もございまして、年間通してほとんど恒常的と言っていいほど対応を必要とする事案が起きています。

大変難しいことですが、早期発見と早期対応、連携というのを大事にしております、とりわけ子供たちから出されるサインを学校の先生ができるだけ早く察知しようということで、例えば子供の体に外傷があったというのは大体わかることですが、言葉に変化があるとか、給食の時間に給食を必死に食べるようになるとか、視線が先生と合わないとか、乱暴な行動を繰り返すとか、喜怒哀楽の症状がころころと変わるとか、そういったことを学校の先生方については研修をして、できるだけ早く見つけるようにしております、さらにありますのは性的虐待の子供たちもおります。近々話題になりましたように保護者との対応というのもありますので、保護者の対応については、教員一人で対応せずに複数で対応します。そして、「対応のさしすせそ」というのをつくってあり、「最悪の想定をし、慎重な対応をする、素早い対応をする、誠意で対処する、組織の一員意識を持つ」といったことを対応の原則にしております、できるだけ、わずかな変化があっても、その変化を見逃さず、虐待と思われる事案につ

いても学校では協議することになっていますので、それが虐待であるかどうかを問わず、学校で話題にしております。しかるに、先ほど申し上げたように、恒常的にどこかの学校で対応しなきゃならんような状況が起きているということでございます。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） 先ほどお答えしました要保護児童地域対策協議会で把握、見守りしているお子さんたちなんです、18歳までのお子さんですので、小学校・中学校のお子さんも含めての人数を先ほど御報告させていただきました。

〔10番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 虐待防止については、まず大抵、いじめに遭ったりあれですが、なかなか先生や助けていただける方や近所の方に素直に表現できない、自分の親というのはかばうということがあるというふうに聞いています。でもテレビで報道されたようなアンケートで子供が訴えたにもかかわらず、それを親に返し虐待につながって死亡したという、あの様子を見ているときに、どうかそういうことのないようにと思うんですね。それにはやっぱり子供が主人公だということと、それからもう一面、先ほどいろいろの心配をするわけですけども、親もあの事件でもありましたように、服装で見えないようにするというのか、そういうこともあったりで、本当に子供が早く訴えて、みんなと助け合えるようになればいいとは思いますが、それだけ大変なことであるし、そのためにこうした児童相談所のようなのも設けられているんですが、その児童相談所の体制のほうは十分にとられているのか、笠松町だけでもこんなふうに起こっているのを、岐阜地区内でいえば大きな都市を抱えている中で大変なことだろうと思いますが、その辺での要望などはないのでしょうか。今のままで体制としてとっていけるというふうに思えるのでしょうか。その辺は、そういうような要望を言う機会などあるのでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、教育長や部長が答弁させていただいたように、私どもの町では要保護児童地域対策協議会の中で全体会議やそれぞれの専門会議等で分かれて情報交換をし、その中で子相も中に入った協議会でやっておりますので、そういう一つ一つの事例を全部挙げながら、このお子さんはこういう事例でこういうことになっていることで、じゃあ誰がどういうふうに見守っているかということまで、今の全体会議の中でそれぞれの機関の人間が、警察も含めて把握をして遂行している中でありますから、子相が入って、そこで対応する問題というのは、今の二十幾つある中の数件はあると思います。また子相もそれなりに状況を把握しながら進めておりますので、子相の手が届かないような状況ではないことは、我々の全体会議の中の把握の中では言えると思います。やはり命にかかわる大事なことでありますから、それぞれ

が真剣に情報交換をした中で、民生委員の方も学校も、そして役場も、そしてお医者さんも警察もみんな同じテーブルで把握をしながらやっているのが現状でありますので、細心の注意を払って子供の命を守るような体制づくりをこれからも確立をしていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） その体制ですが、定例の形かあるごとなのか、または一月に1回とか3カ月に1回、一月に1回はないと困るかなあと思ったりして私は考えるんですけども、どんな状況、体制でしょうか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、申し上げた要保護児童対策の地域協議会の全体会議というのは、年に2回行われております。それ以外に、それに基づく前にケース検討会議や専門会議等が行われたり、学校や役場や民生委員の皆さんと連絡協議会は状況に応じて絶えず進めておりますので、そういう点では切れ目のない情報交換というのは、それぞれの検討会の中で行われておりますので漏れがないと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

そういう中で、全体の傾向としてはどうなんでしょうか。だんだんふえていく状況にあるのか、それぞれの年度で違っていると考えているのか、その点もお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 先ほど申しましたように、ほぼ常時、羽島郡で1件ずつぐらい抱えておりますので、状況としては以前よりも数段多くなったと思っております。

それから対応に当たって、私の個人的な感想ではありますが、子供というのは親と一緒に生活したいと、親と一緒に暮らしたいと思うというのは当たり前のことだと。つまり、一緒に暮らしたいがために子供がうそを言うことだってあるし、それはやっぱり親の愛情をどこかで感じているわけだから、それをいつもベースにして対応してくださいというお願いをしています。つまり、例の野田市の件であっても、子供は、あなたのお子さんは親のもとへ帰りたいと思っているのは当たり前ですよ。あなたの暖かい懐と一緒に寝たいと思っているのは当然なんだと。だけれども、今、お父さんの状況では子供を返すわけにいかんよと。お母さん、お父さん、変わってくださいと、こういうことが言えるようになるという前提は、やっぱり子供の気持ちを、いつでも親と一緒に暮らしたいという、そこに原点を置くことだというふうにも話し合いをしていますし、それをベースにしていろんな会議では対応してくださいということを各学校の校長さんにもお願いしたところでございます。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） 虐待のお子さんの数ですけれども、この要保護児童対策地域協議会で把握して見守っているお子さんの数としましては、毎年どちらかというと横ばいという状況です。といいますのも、この協議会の中で把握しているお子さんはひどい虐待の方もありますし、様子を見守っていく、保護者の方の養育状況を見守っていくという方も上がっておりますので、ふえていく。ケースによっては改善される方もありまして、要対協の見守りのところから、もうこの方たちは大丈夫だからということで削除していくというような形がありますので、今のところ数としては横ばいの状況です。

○議長（尾関俊治君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 誤解を招いたらいけません、私はふえているという話をしたと思いますが、それは今、お話にあったように、例えば学校で手に跡があると、首に跡がついていると、こういうものを即発見したときには、学校やら教育委員会と打ち合わせをしまして、きょうじゅうに親さんにきちんと対応して、虐待をすることについて親に改めてもらおうと、そうやって話をしに行きますが、親さんには親さんのまた理由があつて、涙を流して話されて、やっぱりやったことは悪かったですと言って、即一件落着する場合も結構あるんです。ですから、ふえていると話をしましたし、横ばいだという話のずれがあるということです。御理解ください。

[10番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） どうもありがとうございました。

笠松町においては、安心して子育ての様子、子供たちの様子を見ながらいくことで大丈夫だということが確認できました。本当にありがとうございました。またよろしくお願いします。

○議長（尾関俊治君） 5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、国また当町の課題である人口減少、少子化対策を踏まえて子宮頸がん検診についての質問をさせていただきます。

子宮頸がんは、がんの中でも唯一といってよい原因が判明しているがんです。原因は発がん性HPV、ヒトパピローマウイルスであり、主に男性から感染すると言われております。女性の8割は生涯に1度は感染しますが、ほとんどのHPVは自己免疫力により排除され、病気にはなりません。しかし、ストレスなどによる免疫力の低下や喫煙などが引き金となり、その一部ががん化することがわかってきました。さらに、HPVウイルスにも種類があり、中でも16型、18型はがん化の速さと感染率の高さが報告されており、子宮頸がんを引き起こすリスクが高い

ことが判明しています。

そこで、子宮頸がん検診の方法にHPV検査を加えることに対し、町としての考えをお聞きしたいと思います。現在、当町で実施されている細胞診の検査は異形成として検出されますが、踏み込んだ検査ではありません。HPV検査は高い感度を示し、子宮頸部がHPVウイルスに感染しているかどうかとともに、100種類以上あるウイルスのどの型にかかっているかも特定することができます。特に、先ほども言いましたように要注意ウイルスである16型、18型が検出されれば、将来がんになりやすいと予測できるわけであります。HPV検査については、平成26年第4回定例会でも質問させていただきました。

そこで1点目の質問ですが、当時は、調査・研究し検討するとの答弁でしたが、その後の進捗状況についてお尋ねします。

その他のがんの種類も多い中、子宮頸がんのみに特化することに対する意見があるのは承知していますが、初めにお話ししたように子宮頸がんは原因がわかっているがんです。そのため、現在の細胞診にHPV検査をプラスすることで、より精度の高い検査ができます。そして、自己のリスクを知ることで、予防に対する意識も変わってきます。知らないうちに感染し、悲しい思いをする女性を少しでも減らすとともに、結果として子宮を守ることになり、少子化対策や医療費の削減にもつながると思われまます。

その点を踏まえ、2点目の質問として、細胞診とHPV検査の併用について町長のお考えをお聞きします。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（尾関俊治君） 5番 田島清美議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、田島議員さんからの子宮頸がんの検診についての御質問であります。まず、この平成26年の第4回の定例会で議員から質問をいただいた子宮頸がん検診におけるHPV検査の併用検診の導入については、先進的な地域の状況を把握しながら調査・研究していくと答弁をさせていただきました。その進捗状況としましては、HPV検査を実施している市町村について調査をするとともに、HPV検査の有効性などについての理解を深めるため、研修会等への参加をさせていただいたり、また併用検診による効果についての研究成果やその結果等を踏まえた国の動向などを把握している状況であります。

先進地の状況としましては、県内では唯一、今年度から、大野町において20歳以上の女性を対象に2年に1回、HPV検査を実施されておりますが、HPV検査併用による効果については、まだ実施したばかりのため検証はされていない状況であります。また、隣接県である愛知県においては、岡崎市や碧南市など6つの市町、そして三重県では鈴鹿市など2つの市でHPV検査を実施しております。これらの市町の実施状況というのは、市町によって対象者や検診

の頻度等についてさまざまであります、運用の難しさがいま見られた部分もありました。

また、現在の国の動向としましては、昨年の11月に国立がん研究センターにおいて子宮頸がん検診として、主に海外の研究ではありますが、がんになる人を減らす効果が確認できたことから、HPV検査を新たに推奨するとの指針案がまとめられ、今後はこのことを厚生労働省において公的検診の対象に加えるかどうか専門家の会合で議論をされ、平成31年度内に国の指針が改定されるという動きになってまいりました。

2つ目に細胞診とHPV検査の併用についての御質問であります、子宮頸がん検診の一般的な検査は、細胞に異常がないか顕微鏡で確認する細胞診検査とウイルスの感染を調べるHPV検査の2つの方法があります。町では、国の示すがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づいた細胞診検査を20歳以上の女性を対象に、2年に1回受診をしていただいております。この細胞診は、国立がん研究センターの示す有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドラインで、市町村が公共的に行う対策型検診として推奨がされておる検査でもあります。

一方、HPV検査は、国の指針に基づかない検査でもあり、ガイドラインでも対策型検診として推奨しない検査となっておりますが、細胞診検査に比べ受診頻度が少なく済むというメリットや、あるいは細胞の中のHPVの存在を調べるために、がんになる前の段階の病変を見つけることができ、がん患者を減らすと期待がされております。しかし、その反面、誤って陽性と判定してしまう例が多いことや、陽性者の検査間隔などの経過観察の方法が現時点では定まっていないことなどから、受診パターンが煩雑になる可能性があることが危惧されております。

このようなメリットやデメリットがある中に、先ほど申し上げたように、昨年の11月に国立がん研究センターにおいてHPV検査を新たに推奨するとの指針案がまとめられて、平成31年度に国の指針が改定されるという動きにもなっております。

当町としましては、議員が言われたように子宮頸がんで悲しい思いをする女性を少しでも減らすこと、そしてそれが少子化対策にもつながることであることは十分認識をしておりますので、今の国の動向を注視するとともに、町の子宮頸がん検診時に任意の検査としてHPV検査ができるような体制づくりや、HPV検査についての住民への周知や啓発など、住民の方にとって有効な検診のあり方を医師会等とも検討してまいりたいと考えております。

○議長（尾関俊治君） 一般質問の途中ですが、2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時35分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

〔5番議員挙手〕

5番 田島議員。

○5番（田島清美君） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

4年前の私が質問したときにも調査・研究という形で、今回は前進されて国の動向を見てという堅実な答弁をされたんですが、いわゆる岐阜県でも大野町が先駆けてやってみえますよね。要するに、国のほうを見るのは当然と思うんですが、先日も松波病院の研修会で町長さんに来賓で来ていただいて、2時間ぐらい宮崎千恵先生のお話や松波先生のお話、また島根県のほうの教授の先生のお話を聞いていただいたと思うんで、ある程度理解はされてみえると思うんですが、当町としては、大野町のように新たな検査方法を取り入れようというお気持ちはないんでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 田島議員が言われたように、松波病院さんのほうで研修会があって、この問題については、初めて研究会の場においてこの問題が取り上げられたこと。現実に佐賀県や鳥取県の対応がなされている状況、そしてまた大野町が今年度から始めた状況、いろんな状況を聞いた。国立がん研究センターがやはりがん研究センターとしてはHPV検査の推奨をして、そこまで進んできて、最終的に国がそれを推奨できるかどうかを厚生労働省のほうでその研究をして、平成31年度、来年度に国としての推奨の結論を出そうというところまで来ているわけであります。

また、大野町が今年度からやられた理由というのは、町長にも直接お聞きしたり対応を聞いていた中で、状況はよくわかりました。どのような経過でどのようなことかということもいろいろお聞きした中では、ことしからやり始めたばかりでありましたから、HPV検査による対応や結果というのは、まだ掌握されてなかったようで、その状況がまた出てくると思います。そういう中で、この状況をどう町が判断するかということは、国の動向をもう少し見て、結論できる直前まで来ていますから、それまで確認をし、住民の人にしっかり説明を申し上げて、そのことを理解してもらった上でやらないと、お金もかかることでもありますので。そういうことを対応する直前まで来ていると思いますから、申し上げたように、この検査についての周知や啓発なども含めて医師会の皆さんと御協力をいただいて、啓発をしながらこれを進めていくという考えで、今のところはおります。

[5番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 田島議員。

○5番（田島清美君） よくわかりました。

それで、今、皆さんに資料を見ていただこうと思って、置かせていただいているんですけども、佐賀市なんかの取り決めでは、そのヒトパピローマウイルス検査をやることによって、一旦は公費を使うんですけど、大体検査は9,500円から1万、1回やるのに1万円ぐらいかか

るんです。今、当町がやっている細胞診は2年に1回で自己負担1,500円で、普通に一般に受ければ約1万円ぐらいかかるんですね。20代から30代の女性というのは、子宮頸がんの検診のために産婦人科に行くというのが抵抗があるんだと思うんです。要するに女医さんがいるわけでもない、男性のところで見せなきゃいけないわけなんで。私が経験上思うのは、そうやって細胞診の検査をやってもウイルスを見つけてもらえないんですよ。だから、せっかく検診に行っているわけなんで、そのウイルスチェックを導入すれば、自分がそのウイルスがあるかないか、16と18があれば、将来、要注意ですよということがわかっていれば、日本の見識では3年間やらなくていいんです。アメリカでは5年もうやらなくてもいいと言われているんですけど、日本はそういうところが堅実性があるんで、3年という結果になっていると、町長さん、先日も勉強会で理解していただきましたよね。だから私は、4年前からこういうことをやってしまえば、女性が嫌な思いをしなくていいと思うので、例えば希望者とか、そういった方には自己負担にものもしいかなあというふうな動きには持って行っていただけないのか、もう一度お聞きします。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、議員が説明されたように、HPV検査の有効性やメリットがあらわれてきていることは、この間の研修会でもお聞きをさせていただきましたところではありますが、3年、5年という周期の持ち方やそういうものの考え方というのは、やはり今はまだ統一をされていない部分があります。それによってまたいろんな問題が起きてもまずい部分があるならば、今ちょうどがん研究センターからそういう推奨をしているこの検査を厚労省が審議会等で検証して、しっかり国の方針として確証を得た上で、住民の皆さんに啓発やこのことの大切さをPRしながら、みんなで理解した上できちんと進めたほうがよく、今一番大事なときに来ていると思います。再三こういう質問の中でも、そしてまた今のお考えの中でも議員が言われたとおり、重要性に対しては認識をしておりますので、そういうタイミングと方法を判断しながら進めてまいりたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 町長さんもそのように言ってくさっていますので、それは要望としてよろしく願いいたします。

あと今、20代から30代の方のAYA世代という方たちが、性交渉が低年齢化しているがために子宮頸がんウイルスでなってしまうということで、初期は自覚症状がないため、発見がおくれた場合、妊娠は諦めなければならないというふうになってしまうんですが、子宮頸がんの段階にはCIN2、CIN3、ステージ1、2、3というのがあるんですけど、このCIN2とCIN3というのは、驚くことに全女性の7人に1人がなっているということなんです。

それで、早期発見であれば日帰り手術、または3泊4日の円錐切除手術で子宮温存も可能ですが、発見がおくれてしまえば、リンパのほうに行って卵巣を取らなきゃいけないとかそういった問題になって、躁鬱のような感じになってしまうという大変深刻な問題なんですね。

女性がなれば、要するに男性も困るということですよ。御家庭の中の奥さんがなれば、旦那さんも困るだろうし、お母さんがなれば、要するに息子さん、娘さんも困ってしまうということ。経験ない人というのは、そういったことがわからないと思うんで、もっと子宮頸がんの正しい知識や検診の有効性、重要性を多くの人に広める講習会なんかも、町長さんはやっていただけと言われましたけど、小学生とか中学生とか、そういったうちから講習という知識として、人が生まれてから亡くなるまでの道德教育の一環というわけではないんですが、そういった勉強会なんかもぜひ活発にやっていただけたらと思うんですが、その辺のところを教えてください。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 子宮頸がんの検査、細胞診の検査でさえも、我々はいろいろPRしたり啓発したりしていることでもありますが、受診率が低いことが大変気になっている部分もあります。今言われたように、大変重篤になってからではもう遅い部分があります。我々も今の細胞診に関しては町のほうでも、お知らせをしている中でも受診率が低いことが問題になっておりますので、そういうことも含めて、今、議員が言われたように、いろんな角度の中から啓発をしながらやってくることがまず大事なことはないかと思っていますので、学校だけではなくて、医師会の皆さんとも適切な指導をいただきながら、笠松町の御婦人の命を守るためにも対応をもっともっと踏み込んで考えていくときではないかと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 町長さん、大変前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ来年度から、このような検査を取り入れていただけたらと思いますので、今回はこの辺で一般質問を取りやめさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） 9番 船橋義明議員。

○9番（船橋義明君） 通告に従って一般質問をさせていただきます。

質問事項は、平成を振り返ってであります。

4月1日には新しい年号が発表され、5月から平成が新たな時代へとかわります。平成の時代が1カ月半で終わろうとしております。

この平成の30年間、日本ではいろんな出来事がありました。

平成に入り、消費税がスタートして、雲仙普賢岳の噴火。平成7年の阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件。平成9年には長野冬季オリンピックの開催。平成17年には中部国際空港の開

港、愛・地球博の開催。平成19年の郵政民営化。平成21年に裁判員制度のスタートや鹿児島桜島の大噴火。平成23年、東日本大震災。平成25年に東京オリンピック開催が決定。平成28年には熊本地震など、バブル期からバブル崩壊、団塊の世代が退職し、少子・高齢化のさらなる進行やIT時代の進展など、目まぐるしい30年間でありました。

そうした中で笠松町は今年度、町制130年を迎え、歴史と伝統ある町であることを改めて感じたことでもあります。8月15日には、タイムカプセルの到着式を町制施行100年のときに埋設した自分たちへのメッセージや当時の収納品なども見ることができ、時代の移り変わりが手にとるように確認することができました。笠松町の平成時代の30年間はどうだったのでしょうか。私も昭和63年に町議会議員になり、平成の時代を町民の皆様の意見を聞き、町長や行政とともに笠松町民のために一生懸命進んでまいりました。

笠松町の平成の主なものを紹介させていただきます。

平成元年、美濃郡代笠松陣屋、笠松県庁跡記念碑完成ですね。同じく平成元年に円城寺の芭蕉踊りが県無形民俗文化財に指定されました。同じくその年に公共下水道本工事に着手されました。事業着手前には多くの先進地視察を行い、進めてきたことを覚えております。東北地方、仙台近く、あるいは四国などであったと思います。

平成3年にオグリキャップの里帰りセレモニーが開催されました。我々議員団も北海道へ行き、新冠優駿スタリオンにおいてオグリキャップに出会って、一緒に写真に写ったことも思い出します。

平成5年、青少年海外派遣事業が開始しました。巡回町民バスの運行がこの年から始まっております。海外派遣に対する場所認定ということで、グアム島、あるいはヤップ島へ行き、この当時からグアム島におきましては、学校教室の中でパソコンを使った学習をやっておられたことに大変驚いたようなことがあります。笠松町でもいち早く導入を願っております。

平成6年、乳幼児医療費助成が開始されました。

平成7年、お奴行列が県無形民俗文化財に指定されました。中部未来博ではお奴行列を披露し、我々議員団も参加してきました。

平成8年、スポーツ交流館が完成されました。同じその年に白川町と災害時の相互応援盟約を締結されました。これは、笠松競馬場管理組合の解散がきっかけで、今後も関係を継続していきたいなどとの話し合いの中で、白川町のイタリア館、あるいは町施設の視察を行いました。それ以降、災害協定を結ぶことになり、現在も継続して交流を進めております。

平成11年、総合会館と緑会館が完成いたしました。同じくこの平成11年6月には、広江町長さんが就任されました。

平成12年、福祉健康センターが完成しました。

平成15年、岐阜広域合併協議会が設置されまして、平成の大合併ということでありましたが、

平成16年に笠松町の合併についての意見を問う住民投票が行われました。合併の協議には、毎月毎月、岐阜市でもって会合に参加し、議論してまいりましたが、最終的には住民投票という手法でもって皆さんの意見を尊重し、いい結果になったことをうれしく思っております。

平成17年から平成19年、行政改革推進プランを実行いたしました。町民、行政、議会、皆が町財政を守り立てようとしたプランでありました。このときに歳費の削減で町長さんのその気持ちに議員もついていこうじゃないかということで、報酬の減額をいたしました。これは現在もそのままの状態であります。

平成18年、保育所の民営化が始まりました。

平成19年、道徳のまちづくり条例が制定されました。

平成21年、笠松みなと公園が完成です。同じく町生誕120年記念行事がありました。このときに、かさまるキャラクター、町の花、桜が決まりました。また、同じくまちの駅がスタートされました。現在も54のまちの駅がございますが、これからもまだまだふえていくんじゃないかと想像されます。子供の安全、保護者の安心を優先に考え、耐震化については学校を最優先に実施していただきました。

平成23年、第5次総合計画を策定されました。

平成24年、笠松駅前バリアフリー化を完了されました。同じくサイクリングロードが一部開通いたしました。

平成25年、多目的運動場、人工芝サッカー場が完成されました。県内唯一のプロチームでありますF C岐阜の練習場として整備いたしました。町外からも大勢の方が見学されておるようで大変うれしく思っております。

平成26年、笠松中学校屋内運動場が完成いたしました。この屋内運動場につきましては、以前にP T A会長をやっておった関係上、老朽化してきた体育館を何とかいい方向にということをもって、議員になって最初の一般質問として、9月議会で質問させてもらったことを覚えております。それから20年たって、その計画が始まり、すばらしいものが完成したと。当時の教育長さんが私のP T A会長時代に教頭先生をやっておられまして、そのときにこの議場で喜んで握手した覚えがあります。

平成27年、庁舎の耐震工事です。大規模改修が完了いたしました。同じく歴史民俗資料館が歴史未来館としてリニューアルオープンいたしました。埼玉県の滑川町という町と災害時相互応援協定を結びました。と同時に水防センターもこの年に完成しております。笠松中学校とグアム島イナラハン中学とが姉妹校提携を結びました。姉妹校提携には、我々議員も立ち会いとしてグアムへ参ったわけであります。当時、州知事、あるいは村長さんなどと面談しましたが、その後の中学生のグアム派遣でも同じく州知事、村長さんとも面談しているのを聞き、喜んでおります。

平成28年、防災行政無線屋外スピーカーの増設ができました。

平成29年、サイクリングロード中継点が完成いたしました。岐大との連携協定も結ばれております。同じく平成29年、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約書の締結が行われました。

平成30年、学校給食センターが完成です。同じく笠松町運動公園も完成いたしました。運動公園は、平成21年に完成した笠松みなと公園と同様に、憩いの場として町内外からも多くの人々が訪れていただける、すばらしい公園となりました。

平成31年、新しくサイクリングロードが全線開通いたしました。

そして来年度には、円城寺の貯留施設が完成いたします。

平成を振り返ってみますと、平成の大合併に伴う協議の中、住民投票により単独運営を選択し、行財政改革による町政運営の立て直しを行ったことや、安心安全なまちづくりのため、子供たちを最優先に考えた小・中学校の耐震化の実施と、笠松中学校の屋体の新築、全国でも珍しい道徳のまちづくり条例の制定、岐阜県では初のまちの駅体制を整備されました。老朽化した学校給食センターの新築、みなと公園や運動公園の憩いの場の整備、サイクリングロードの全線開通など、ハードあるいはソフト面とともに笠松町発展、町民の生活向上のために実施してきた事業としては大変評価できるものと思います。

しかし、まだ課題はあるのではないのでしょうか。

町の最上位計画である第5次総合計画や地方創生総合戦略等の計画期間も終盤に近づいております。毎年検証されて、課題等も認識されていると思いますが、今後の課題として広江町長さんはどのように捉えておみえになるのか、お尋ねいたします。

第1回の質問は終わります。

○議長（尾関俊治君） 9番 船橋義明議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは船橋議員さんからの御質問で、新しい時代を迎えるに当たって、今後の課題についてどのように捉えているかという御質問であります。

長期的な視点を持って町の将来像を示した第4次総合計画や第5次総合計画、そしてまた人口減少の社会を克服して、将来にわたって町が活性化できるために取り組むべき施策をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略など、まちづくりの基本指針を定めた町の最上位計画の策定に当たっては、私は一貫して清流木曾川が持つ豊かな資源と共生をして、しかも岐阜県発祥の地として、町生誕130年という長い歴史と文化を持つこの町の住民の皆さんと行政が互いに協力をし合い、調和を大切にしまちづくりを進めてまいりました。

これら総合計画や総合戦略は、計画期間をもって取り組みを完了するという計画の性質ではなくて、今後も継続をして笠松町の将来像達成に向けて各種施策に取り組む必要があります。その中で、特に今後の重要な課題として、私は人口減少と高齢化の中で、真に安心して住んで

いられる地域にするために地域包括ケアシステムの構築という大きな課題があり、地域共生社会の実現に向けた努力が必要であると考えております。

また、都市計画マスタープランにうたわれた今後のまちづくりの中で、競馬場のリニューアル計画と連動したまちづくりや企業や県有地の跡地問題をしっかり見詰め、検討することによるまちづくり、そして公共施設等総合管理計画の推進や馬の町にふさわしい馬との共生施設や、ホースセラピーのまちづくりも今後の大いなる課題として進めていかなければならないと思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 9番 船橋議員。

○9番（船橋義明君） 御答弁ありがとうございました。

課題を進める上で、さらにやり遂げたい事業があるはずではないでしょうか。

リバーサイドタウンかさまつ計画にもありますサイクリングロードやまちの駅、河川を生かした憩いの場としてのみなと公園整備やEボート大会の開催、河川敷のスポーツ施設の整備など、計画どおりには実施されていますが、広江町長が以前から言っておられました放牧場の整備は、笠松競馬場があり、馬の町である笠松ならではの事業ではないかと言っておられました。

また、これからの時代は広域での連携も必要となつてまいります。岐阜市との連携中枢都市圏事業やごみ処理場施設の建設なども、豊富な首長経験を生かしたさらなる指導力を発揮していただきたい。さらなる安心・安全なまちづくりを行ってはいかがでしょうか。

6月には町長選もあります。再選を目指して、ぜひその意気込みをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） ただいま申し上げた将来の課題に対しては、単に時間を切り取って目標を設定するというものではなくて、地域の永続性を意識した違ったまなざしで行政運営を見詰めることが必要であると思ひますし、また同じ物事を視点や角度を変えて別の枠組みで見直すことが必要ではないかと私は思っております。

したがって、私は5期20年にわたって町政運営をさせていただき、議会の諸先輩を初め、多くの住民の皆さんに御指導いただいた中で、合併問題や行財政改革や、そしてまた笠松競馬場の存続問題など、数々の難題も経験をしてまいりました。

ことは新しい元号になり、改元の年でもあります。新たな気持ちで、私は次のリーダーによって、先ほど申し上げた課題に次ぐ新しいテーマを模索していってもらって、郷土笠松町の発展に力を尽くしていただくことを願っています。それに託することによって、私は今期限りの任期を全うすることに全力を傾注してまいる所存でありますので御理解と御指導をいただき、これからもより一層の御協力をお願い申し上げたいと思うのが今の私の心境であります。

[9 番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 船橋議員。

○9 番（船橋義明君） 御答弁ありがとうございました。

今、お言葉の中で次のリーダーという言葉が出てまいりましたが、私の聞いたそのままを申し上げますと、今限り、20年の節目というように受けとめさせてもらった。それでいいでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今お答えしたとおりに、日本も新しい時代に入らる中で、新しいリーダーの中で笠松町の抱えた大きな課題を議会の皆さんと一緒に進めていただき、対応をすることが今一番大事ではないかと思っております。当然、私も今まで皆さんにお世話になりました。町政の発展に御協力をいただいた議員の皆さんに対しても、これからも私ができることは精いっぱい努めさせていただいて、一緒になってこの町の発展のために尽くしていきたい、その気持ちでおります。ぜひ議会の皆さんにもこれからの笠松町をより一層、すばらしいまちづくりができるように、新しい指導者の中で一緒になって進めていただくことを心からお願ひ申し上げたいと思っております。

[9 番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 船橋議員。

○9 番（船橋義明君） 大変くどいことを聞いて申しわけありませんでした。

まだ、6月までは現職の町長さんで頑張っていたのかなきゃいかんし、それが終わって、一町民になっていただいても、笠松町は未来永劫でありますので、ぜひ全ての面で大所高所から見て、いろんな御忠告をいただきたい。笠松町をこれからも安心、住んでよかった、住みたい町というキャッチフレーズでもって我々も進んでいきたいと思っておりますのでよろしく願ひします。

20年間、本当にありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） ありがとうございました。

今申し上げたように、6月まで私の任期はありますので、そういう意味では一生懸命これから務めさせていただいて、気持ちよくバトンタッチができる体制づくりをしていきたいと思ひますので、よろしく願ひしたいと思ひます。

○9 番（船橋義明君） ありがとうございました。終わります。

○議長（尾関俊治君） これをもって、一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（尾関俊治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 3 時15分

